

真 鶴 町

第4期 障がい者計画

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

2024年3月

真鶴町



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ・性格 .....	2
3. 計画の対象.....	2
4. 計画の期間.....	2
<b>第2章 障がい者を取りまく状況</b> .....	<b>3</b>
1. 障がい者数の推移と推計.....	3
2. 前期計画の検証.....	4
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	<b>6</b>
1. 計画の基本理念.....	6
2. 計画の基本目標.....	7
3. 施策の体系.....	8
<b>第4章 障害福祉サービスの充実</b> .....	<b>10</b>
1. 施設入所者の地域生活への移行 .....	10
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	14
3. 地域生活支援の充実 .....	16
4. 福祉施設から一般就労への移行等 .....	25
5. 障害児支援の提供体制の整備等 .....	26
6. 相談支援体制の充実・強化等 .....	29
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	31
8. 発達障がい者等に対する支援 .....	32
9. 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（県西あんしんネット） .....	33
<b>第5章 理解促進・権利擁護の推進</b> .....	<b>34</b>
1. 地域福祉の推進.....	34
2. 権利擁護の推進.....	35

<b>第6章 保健・医療サービスの推進</b> .....	<b>36</b>
1. 保健サービス・健康づくりの推進 .....	36
2. 医療体制の充実 .....	37
<b>第7章 障害児保育・教育と就労支援の充実</b> .....	<b>38</b>
1. 障害児保育・教育の充実.....	38
2. 就労に向けた支援の充実.....	39
<b>第8章 生活環境の整備</b> .....	<b>40</b>
1. 暮らしやすい生活環境の整備 .....	40
2. 地域防災・安全対策の推進.....	41
<b>第9章 施策の推進に向けて</b> .....	<b>42</b>
1. 計画の推進.....	42
2. 計画の進行管理.....	43
<b>用語説明</b> .....	<b>45</b>

---

※「障害」と「障がい」の表記について

本計画においては、人の状態を表すなど、人に関連して使用する場合は、人権尊重の観点から「障がい」と表記し、法律名やそれに関する文言、病名、団体名、その他固有の名称などで元々の表記が「障害」とされている場合は、それに合わせた表記をしています。

---

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

わが国では、「完全参加と平等」をかかげた1981年の「国際障害者年」をきっかけに、障がいのある人を対象とした福祉が大きく発展し、1993年の「障害者基本法」の成立により、ノーマライゼーションの社会づくりを目指して、各種の施策・事業が進められてきました。

その後、2002年の「新障害者プラン」では、障がいのある人の社会参加に向けた力の向上と、バリアフリー化の推進等が定められ、2003年には支援費制度が実施されるなど、障がいのある人を取りまく環境は大きく変化しました。

2012年6月には、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉の増進や地域社会の実現を図ることを目的に、「障害者総合支援法」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定されました。「障害者総合支援法」は2016年に改正され、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が求められています。

また、2014年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の法律が整備されているところです。

さらに、社会福祉法の改正では、「高齢者」や「障がい者」といった従来の分野の垣根を越え、地域住民が一体となって一人一人の生活課題に総合的に対応していく「我が事、丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた動きが求められています。

神奈川県では、1984年3月に「障害福祉長期行動計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。2016年には、県立障害者支援施設で起こった事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、改めて『ともに生きる社会かながわ』の実現を目指し、「ともに生きるかながわ憲章」が策定されました。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、これまでの生活が大きく変わりました。障がい者福祉や障害福祉サービス、事業についても、新しい観点での見直しや工夫が必要となってきています。

こうした状況を踏まえ、本計画は、「真鶴町第3期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間が2023年度をもって終了することを受け、新たに「真鶴町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ・性格

真鶴町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当し、町の障害者施策を進めるための基本方針を示すものです。

真鶴町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」に相当し、2018年4月1日施行後の児童福祉法第33条の20 第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当する真鶴町障がい児福祉計画を含むものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「かながわ障害者計画」との整合性を図るとともに、町の「真鶴町総合計画」や、その他の町の関連計画との整合性も図りながら策定したものです。

## 3. 計画の対象

本計画では、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事物・制度・慣行・観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を対象とします。このなかには、難病（特定疾患）や高次脳機能障害などのために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある人も含まれます。

また、計画の推進にあたっては、障害の有無にかかわらず、全ての町民が協力、協働するものとする。

## 4. 計画の期間

真鶴町第4期障がい者計画の期間は、6年を1期として策定し、2024年度から2029年度までの6か年とします。また、真鶴町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の期間は、国の指針により3年を1期として策定し、2024年度から2026年度までの3か年とします。

## 第2章 障がい者を取りまく状況

### 1. 障がい者数の推移と推計

本町の障がい者数は、総人口の減少に伴い年々減少傾向にあり、2023年度で身体障がい者が287人、知的障がい者が55人、精神障がい者が46人の合計388人となっています。

今後の障がい者数については、身体障がい者は減少、知的障がい者と精神障がい者は横ばいの傾向になるものと予測し、2026年度には、身体障がい者が252人、知的障がい者が58人、精神障がい者が52人、合計362人と見込みます。

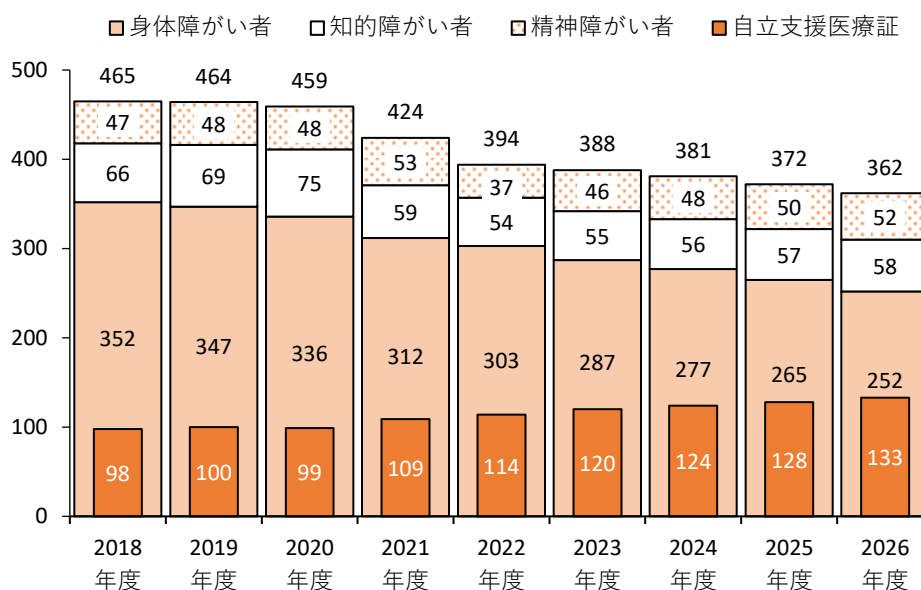
なお、自立支援医療証については増加傾向になるものと予測し、2026年度には133人になるものと見込みます。

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
総人口	7,365	7,248	7,130	7,007	6,920	6,755	6,695	6,573	6,450
障がい者計	465	464	459	424	394	388	381	372	362
身体障がい者	352	347	336	312	303	287	277	265	252
知的障がい者	66	69	75	59	54	55	56	57	58
精神障がい者	47	48	48	53	37	46	48	50	52
自立支援医療証	98	100	99	109	114	120	124	128	133

※総人口は、各年度10月時点の住民基本台帳及び外国人登録の合計

※障がい者数は、障害者手帳等の所有者（各年度当初 4月1日現在）



## 2. 前期計画の検証

前期計画の実績をみると、過去3年間で計画値を上回る利用がみられたサービスは、「療養介護」となりました。今後も利用者のニーズを適宜把握しつつ、町内に事業所がないという状況を踏まえ、サービス提供体制を整えていく必要があります。

### ■月平均実績

				2021年度		2022年度		2023年度	
				計画値	達成率	計画値	達成率	計画値	達成率
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間	計画値	72.0	95.7	84.0	138.2	96.0	153.9
			実績値	68.9	%	116.1	%	147.7	%
	人	計画値	6.0	118.3	7.0	101.4	8.0	133.8	
		実績値	7.1	%	7.1	%	10.7	%	
	生活介護	人日	計画値	540.0	90.9	570.0	80.0	600.0	83.5
			実績値	491.0	%	455.8	%	500.7	%
人	計画値	26.0	94.6	28.0	80.4	30.0	82.3		
	実績値	24.6	%	22.5	%	24.7	%		
自立訓練（機能訓練）	人日	計画値	0.0	-	0.0	-	0.0	-	
		実績値	0.0		0.0		0.0		
	人	計画値	0.0	-	0.0	-	0.0	-	
		実績値	0.0		0.0		0.0		
自立訓練（生活訓練）	人日	計画値	0.0	-	0.0	-	0.0	-	
		実績値	0.0		0.0		0.0		
	人	計画値	0.0	-	0.0	-	0.0	-	
		実績値	0.0		0.0		0.0		
就労移行支援	人日	計画値	21.0	47.6	21.0	61.9	21.0	159.5	
		実績値	10.0	%	13.0	%	33.5	%	
	人	計画値	1.0	50.0	1.0	110.0	1.0	170.0	
		実績値	0.5	%	1.1	%	1.7	%	
就労継続支援（A型）	人日	計画値	42.0	90.5	42.0	52.6	63.0	36.0	
		実績値	38.0	%	22.1	%	22.7	%	
	人	計画値	2.0	90.0	2.0	50.0	3.0	33.3	
		実績値	1.8	%	1.0	%	1.0	%	
就労継続支援（B型）	人日	計画値	340.0	86.6	360.0	77.2	360.0	81.4	
		実績値	294.5	%	277.9	%	293.2	%	
	人	計画値	17.0	111.8	18.0	100.6	18.0	103.9	
		実績値	19.0	%	18.1	%	18.7	%	
就労定着支援	人	計画値	0.0	-	0.0	-	0.0	-	
		実績値	0.0		0.0		0.0		
療養介護	人	計画値	2.0	100.0	2.0	125.0	2.0	150.0	
		実績値	2.0	%	2.5	%	3.0	%	
短期入所（福祉型）	人日	計画値	30.0	83.3	33.0	137.9	37.0	50.5	
		実績値	25.0	%	45.5	%	18.7	%	
	人	計画値	9.0	12.2	10.0	26.0	11.0	22.7	
		実績値	1.1	%	2.6	%	2.5	%	
短期入所（医療型）	人日	計画値	0.0	-	10.0	0.0	10.0	0.0	
		実績値	0.0		0.0	%	0.0	%	
	人	計画値	0.0	-	1.0	0.0	1.0	0.0	
		実績値	0.0		0.0	%	0.0	%	



				2021年度		2022年度		2023年度	
					達成率		達成率		達成率
居住系	共同生活援助 (GH) 共同生活介護 (CH)	人	計画値	7.0	85.7	8.0	75.0	8.0	62.5
			実績値	6.0	%	6.0	%	5.0	%
	施設入所支援	人	計画値	14.0	96.4	14.0	90.0	13.0	107.7
			実績値	13.5	%	12.6	%	14.0	%
相談支援	計画相談支援	人	計画値	15.0	84.7	17.0	64.1	19.0	72.1
			実績値	12.7	%	10.9	%	13.7	%
	地域移行支援	人	計画値	0.0	-	1.0	-	1.0	-
			実績値	0.0		0.0		0.0	
	地域定着支援	人	計画値	0.0	-	0.0	-	0.0	-
			実績値	0.0		0.0		0.0	
障害児通所支援等	障害児相談支援	人	計画値	6.0	13.3	8.0	12.5	8.0	6.3
			実績値	0.8	%	1.0	%	0.5	%
	児童発達支援	人日	計画値	55.0	75.1	55.0	41.8	66.0	33.3
			実績値	41.3	%	23.0	%	22.0	%
		人	計画値	5.0	60.0	5.0	50.0	6.0	36.7
			実績値	3.0	%	2.5	%	2.2	%
	居宅訪問型児童発達支援	人日	計画値	0.0	-	0.0	-	0.0	-
			実績値	0.0		0.0		0.0	
		人	計画値	0.0	-	0.0	-	0.0	-
			実績値	0.0		0.0		0.0	
	放課後等デイサービス	人日	計画値	100.0	48.7	120.0	54.0	140.0	73.2
			実績値	48.7	%	64.8	%	102.5	%
		人	計画値	10.0	39.0	12.0	45.8	14.0	55.0
			実績値	3.9	%	5.5	%	7.7	%
保育所等訪問支援	人日	計画値	0.0	-	2.0	15.0	2.0	0.0	
		実績値	0.1		0.3	%	0.0	%	
	人	計画値	0.0	0.0	1.0	30.0	1.0	0.0	
		実績値	0.1	%	0.3	%	0.0	%	

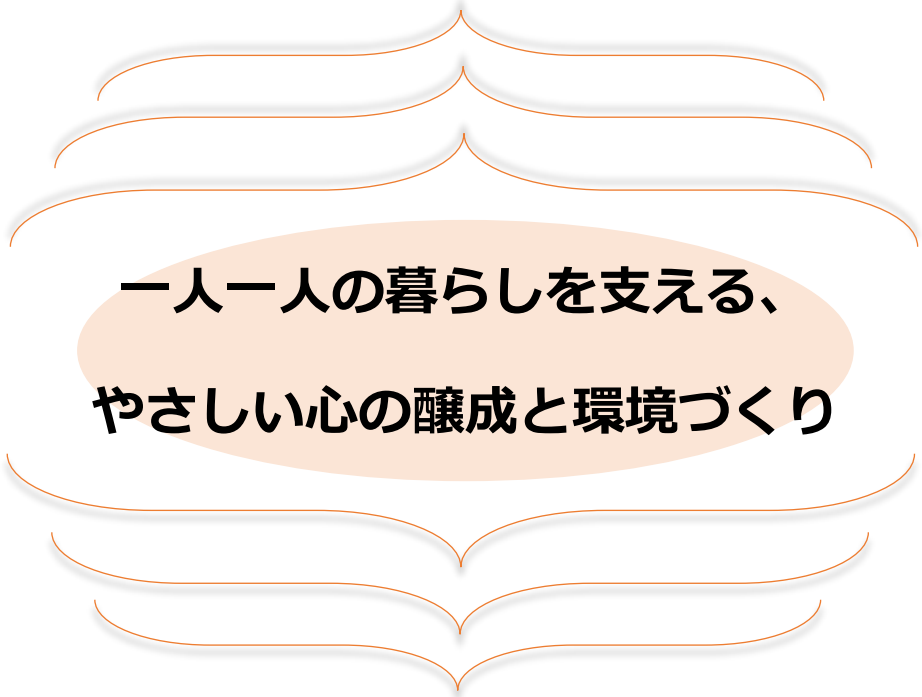
## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1. 計画の基本理念

本町では、真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画で、少子高齢化が進む中、“みんなで支え合い、分かち合う”ことで、障がいがあっても、病気になっても、認知症になっても、誰もが地域の中で孤立せず、いきいきと安心して暮らせる『まち』の実現をめざしています。

また、障害者基本法が2011年8月に改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が規定されました。

本計画では、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念及び障害者基本法の目的に基づき、「一人一人の暮らしを支える、やさしい心の醸成と環境づくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりの実現を図ります。



**一人一人の暮らしを支える、  
やさしい心の醸成と環境づくり**

## 2. 計画の基本目標

### (1) 障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法により実施されている、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、身体、知的、精神の障害にかかわらず希望する人がそれぞれに応じたサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備充実に努めます。

また、地域での生活やサービスの円滑な提供を促進するための相談支援の充実、障害児支援のサービス提供の充実にも努めます。

### (2) 理解促進・普及啓発の推進

ノーマライゼーションの理念普及を進め、地域住民の障がいや障がいのある人への理解を促進していきます。また、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、ボランティア活動への支援を推進し、地域福祉にかかわる人材の育成や発掘に努めます。

### (3) 保健・医療サービスの充実

乳幼児健康診査等により、障がいの疑われる子どもと保護者への早期支援に努め、個々の子どもにあった療育指導により障害の軽減を図ります。

また、すべての年代に健康診査の受診を呼びかけ、生活習慣病に起因する内部障害の発生予防と、健康づくりを推進します。さらに、障がい児・者が気軽に受診できる医療機関の充実に努めます。

### (4) 障害児保育・教育と就労支援の充実

障がいのある子どもがなるべく早期に適切な療育を受け、個々に応じた教育環境のなかで育まれることにより、個性を伸ばしていくことができるよう受け入れ体制の充実に努めます。

また、将来にかけての自立した生活を実現できるよう、関係機関との連携により、障がいのある人の就労に向け事業主や周囲の人々に対する理解啓発と、雇用の確保に向けた支援に努めます。

### (5) 生活環境の整備

障がいのある人や高齢者が安心して暮らすことのできるよう、バリアフリーに配慮した住宅の整備や、誰もが利用しやすい公共公益施設の整備、安全な歩行空間の確保に努めます。

また、交通安全、防犯対策など日常生活における安全対策を推進するとともに地震や津波等の災害時対策として、自主防災組織への支援や避難誘導體制の確保に努めます。

### 3. 施策の体系

#### (1) 計画の体系

##### 基本理念

一人一人の暮らしを支える、やさしい心の醸成と環境づくり

実現

#### 第4章 障害福祉サービスの充実

【 第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画 】

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
8. 発達障害者等に対する支援
9. 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（県西あんしんネット）

#### 第5章 理解促進・権利擁護の推進

1. 地域福祉の推進
2. 権利擁護の推進

#### 第6章 保健・医療サービスの推進

1. 保健サービス・健康づくりの推進
2. 医療体制の充実

#### 第7章 障害児保育・教育と就労支援の充実

1. 障害児保育・教育の充実
2. 就労に向けた支援の充実

#### 第8章 生活環境の整備

1. 暮らしやすい生活環境の整備
2. 地域防災・安全対策の推進

推進

#### 第9章 施策の推進に向けて

(2) サービスの体系

<b>障害福祉サービス</b>	<b>地域生活支援事業</b>
<p>■訪問系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> </ul> <p>■日中活動系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 自立訓練（機能訓練）</li> <li>・ 自立訓練（生活訓練）</li> <li>・ 就労選択支援</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援（A型）</li> <li>・ 就労継続支援（B型）</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 短期入所（福祉型）</li> <li>・ 短期入所（医療型）</li> </ul> <p>■居住支援・施設系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立生活援助</li> <li>・ 共同生活援助</li> <li>・ 施設入所支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理解促進研修・啓発事業</li> <li>(2) 自発的活動支援事業</li> <li>(3) 相談支援事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者相談支援事業</li> <li>② 市町村相談支援機能強化事業</li> <li>③ 住宅入居等支援事業</li> </ul> </li> <li>(4) 成年後見制度利用支援事業</li> <li>(5) 成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>(6) 意思疎通支援事業</li> <li>(7) 日常生活用具給付事業</li> <li>(8) 手話奉仕員養成研修事業</li> <li>(9) 移動支援事業</li> <li>(10) 地域活動支援センター機能強化事業</li> <li>(11) その他の地域生活支援事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問入浴サービス事業</li> <li>② 日中一時支援事業</li> <li>③ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</li> <li>④ 芸術・文化講座開催等事業</li> <li>⑤ 自動車改造助成事業</li> <li>⑥ 在宅重度障害者福祉タクシー利用助成事業</li> <li>⑦ 障害者施設通所者等交通費補助事業</li> <li>⑧ 障害者虐待防止センター等の整備</li> </ul> </li> </ul>
<b>精神障害者支援</b>	<b>障害児支援</b>
<p>■居住支援・施設系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害者の共同生活援助</li> <li>・ 精神障害者の自立生活援助</li> <li>・ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）</li> </ul> <p>■相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害者の地域移行支援</li> <li>・ 精神障害者の地域定着支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 医療型児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 保育所等訪問支援</li> <li>・ 居宅訪問型児童発達支援</li> <li>・ 障害児相談支援</li> <li>・ 福祉型障害児入所施設</li> <li>・ 医療型障害児入所施設</li> </ul>
	<b>相談支援</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談支援</li> <li>・ 地域移行支援</li> <li>・ 地域定着支援</li> </ul>
	障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業 （県西あんしんネット）

# 第4章 障害福祉サービスの充実

## 1. 施設入所者の地域生活への移行

### 実施に関する考え方

障害の重度化や高齢化が進むなか、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう社会資源を整備する必要があります。施設入所を基本的なサービスの一つとして維持しつつ、希望する人が地域生活へ安心して移行できるよう、支援していきます。

### 成果指標

	2022年度 実績	2026年度 目標
①地域移行者数		1人
②施設入所者数	13人	12人

### 事業量見込み

#### 居宅介護

(上段：時間/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
利用時間	32	30	35	48	56	56
利用者数	4	4	5	6	7	7

#### 重度訪問介護

(上段：時間/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
利用時間	28	33	36	33	66	66
利用者数	1	1	1	1	2	2

#### 同行援護

(上段：時間/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
利用時間	9	53	77	36	47	47
利用者数	2	2	2	2	3	3

## 行動援護

(上段：時間/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
利用時間	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0

## 重度障害者等包括支援

(上段：単位/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
利用単位数	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0

## 訪問系サービス計

(時間分/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
時間分	69	116	148	117	169	169

## 生活介護

(上段：人日/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人日分	491	456	501	588	609	630
人	25	23	25	28	29	30
重度障がい者数の把握の有無	有	有	有	有	有	有
うち、強度行動障害を有する者の数	-	-	-	-	-	-
うち、高次脳機能障害を有する者の数	-	-	-	-	-	-
うち、医療的ケアを必要とする者の数	-	-	-	-	-	-

## 自立訓練（機能訓練）

(上段：人日/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人日分	0	0	0	0	0	0
人	0	0	0	0	0	0

## 自立訓練（生活訓練）

(上段：人日/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人日分	0	0	0	23	23	23
人	0	0	0	1	1	1

就労選択支援

(人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人					0	0

就労移行支援

(上段：人日/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人日分	10	13	34	13	13	13
人	1	1	2	1	1	1

就労継続支援（A型）

(上段：人日/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人日分	38	22	23	23	46	46
人	2	1	1	1	2	2

就労継続支援（B型）

(上段：人日/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人日分	295	278	293	323	340	340
人	19	18	19	19	20	20

就労定着支援

(人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人	0	0	0	0	0	0

療養介護

(人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人	2	3	3	3	3	3

短期入所（福祉型）

(上段：人日/月 下段：人/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人日分	25	46	19	19	28	37
人	1	3	3	3	4	5



## 短期入所（医療型）

（上段：人日/月 下段：人/月）

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人日分	0	0	0	3	3	3
人	0	0	0	1	1	1

## 自立生活援助

(人)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人	0	0	0	0	0	0

## 共同生活援助

(人)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人	6	6	5	7	8	8

## 施設入所支援

(人)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
人	14	13	14	12	12	12

## 見込量確保のための方策

本町には居宅介護事業所がないことから、主に隣接する小田原市及び湯河原町などの事業所からヘルパーの派遣を受けています。今後は事業者の参入促進に努めつつ、現在サービスを利用されている方々には事業所の利用が継続できるよう、近隣市町及び関係機関等に働きかけてサービス提供量の確保を図っていきます。

日中活動系サービスについては、その多くで利用の増加を見込んでいます。ニーズに対応できるよう近隣市町だけでなく、さらに周辺地域の施設や事業所の利用なども視野に入れ、関係機関や団体等とも連携のうえ、サービス提供量の確保を図っていきます。

2023年度の「共同生活援助」の利用者は5名となっており、今後はゆるやかな増加を見込んでいます。「施設入所支援」の利用者は14名となっており、現状と同程度の利用を見込んでいます。「自立生活援助」については、現時点では利用を見込んでいません。

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 実施に関する考え方

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。これも踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりが求められています。そのため「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」の「精神障害者地域生活支援部会」での協議や、小田原保健福祉事務所を中心とした県西圏域での精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業への参画を通して、精神障がい者にも対応できる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

### 成果指標

	2026年度 目標
①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	神奈川県対応項目
②精神病床における65歳未満かつ1年以上入院患者数	
③精神病床における早期退院率	

## 事業量見込み

		2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者地域移行支援の利用者数	人	0	0	0
精神障害者地域定着支援の利用者数	人	0	0	0
精神障害者共同生活援助の利用者数	人	1	1	1
精神障害者自立生活援助の利用者数	人	0	0	0
精神障害者自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	0	0	0

## 見込量確保のための方策

精神福祉分野では地域の受け皿が不足しており、今後も引き続き、近隣市町や関係機関等と連携を取りつつ、施設の整備を進めていきます。また、施設の整備に向けては、地域における精神障害に対する正しい理解が必要となるため、関係機関、団体等と協力しつつ、地域社会の理解を促進するための普及啓発に努めていきます。

### 3. 地域生活支援の充実

#### 実施に関する考え方

障がい者の高齢化や介護者の高齢化、家族介護力の低下などに対応していくために、グループホームへの入居等の体験の機会の提供や、緊急時の受け入れ態勢の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行う機能を担う体制づくりが求められています。本町ではこの拠点を単独で整備することは困難なため、保健福祉事務所、圏域市町及び自立支援協議会等において協議を行い、「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」、「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業(県西あんしんネット)」、障害福祉サービス事業所等と連携のもと整備に努めます。

#### 成果指標

	2026年度 目標
①地域生活支援拠点等を整備	維持・推進
②強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握と支援体制の整備	取組を推進する

	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
地域生活支援拠点等の機能の充実のためのコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	1人	1人	1人
支援ネットワーク等による効果的な支援体制の構築の有無	維持・推進		
緊急時の連絡体制の構築の有無	維持・推進		
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する回数	12回	12回	12回

## 事業量見込み

		2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
地域生活支援拠点等の設置箇所数	人	1	1	1
地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間の実施回数	回	12	12	12

## 見込量確保のための方策

障がいのある人本人や家族、地域住民、関係機関等に対しサービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供することにより、事業の円滑な実施を図るとともに、地域の状況や利用者のニーズを把握して利用しやすいサービスとなるよう配慮しながら事業の推進に努めます。

また、地域交流や研修会、講演会開催周知を通じての普及啓発により障がいのある人への理解を促進するよう努めていきます。

## ●地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人への理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

### (3) 相談支援事業

#### ①障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。相談支援事業所としては、1市3町(小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町)で共同設置を行い、4事業所に委託しています。

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについては、1市3町で2020年度に設置しました。

また、地域自立支援協議会の運営を通して、相談事業の評価や困難事例への対応、さらには地域における情報共有体制の整備等を行い、適切なサービスの提供・調整に努めます。地域自立支援協議会についても、1市3町で共同設置し専門部会等を設けています。

#### ②市町村相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

#### ③住宅入居等支援事業

一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

**(4) 成年後見制度利用支援事業**

障がい者やその介護者の高齢化など「親亡き後」の支援も見据え、成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

**(5) 成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

**(6) 意思疎通支援事業**

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

**(7) 日常生活用具給付事業**

身体、知的、精神の障がいのある人、障がい児を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付または貸与します。

**(8) 手話奉仕員養成研修事業**

日常生活に必要な手話技術を習得した者（手話奉仕員）を養成します。

**(9) 移動支援事業**

屋外での移動に困難がある身体、知的、精神の障がいのある人や児童を対象に、外出ヘルパーによる個別支援型の移動支援を行います。

**(10) 地域活動支援センター機能強化事業**

地域活動支援センターは、障がいのある人に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図るものです。

小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町で3箇所を共同設置しており、町内にも1箇所の地域活動支援センターがあります。

今後も障がいのある人の日中活動の場、社会参加の場として安定した運営ができるように助言や支援を行っていきます。

## (11) その他の地域生活支援事業

### ①訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度身体障がいのある人を対象に、居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

### ②日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

### ③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

「神奈川県障害者スポーツ大会」、「パラスポーツ教室」、「県西地区みんなのつどい」などの事業について周知を図り、参加を促していきます。

### ④芸術・文化講座開催等事業

誰もが気軽に参加できる「学ぶ場」や「成果を生かす場」などの充実に努めるとともに、多彩な学習推進体制を整備し、自主的な活動や積極的な参加を支援していきます。

また、県西地区障害者文化事業についても周知を図り、参加を促していきます。

### ⑤自動車改造助成事業

障がいのある人が自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

### ⑥在宅重度障害者福祉タクシー利用助成事業

在宅の重度障がい者等の社会活動への参加促進、通院及び日常生活の利便性向上のため、社会福祉協議会が福祉タクシー利用券を交付し、運賃を支援します。



**⑦障害者施設通所者等交通費補助事業**

障がい者（児）の自立と、社会活動への参加を促進するため、施設や事業所に通所する際の交通費に対し、社会福祉協議会が補助金を交付します。

**⑧障害者虐待防止センター等の整備**

2012年10月から障害者虐待防止法が施行されており、障がいのある人の人権擁護と虐待防止のために「障害者虐待防止センター」の設置の検討や、成年後見制度利用促進事業の積極的な推進など、県や関係機関、近隣市町等と連携しつつ、人権擁護と虐待防止に向けた体制の検討・整備を図っていきます。

## 事業量見込み

### (1) 理解促進研修・啓発事業

(有無)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
広報活動	無	無	無	有	有	有

### (2) 自発的活動支援事業

(有無)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
社会活動支援	無	無	無	有	有	有

### (3) 相談支援事業

(箇所)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
障害者相談支援事業	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	4	4	4	4	4	4
住宅入居等支援事業 (件)	0	0	0	0	0	0

### (4) 成年後見制度利用支援事業

(件/年)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
成年後見制度利用支援事業	2	2	2	2	2	2

### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

(有無)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
法人後見の適正な活動のための支援	無	無	無	無	無	有

### (6) 意思疎通支援事業

(人/年)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
手話通訳者派遣事業	0	0	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	1

## (7) 日常生活用具給付事業

(件/年)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
日常生活用具給付事業	87	98	98	103	107	107
介護・訓練支援用具	0	0	1	0	0	0
自立生活支援用具	0	1	2	1	1	1
在宅療養等支援用具	2	6	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	3	1	1	1	1	1
排泄管理支援用具	81	90	94	100	103	103
住宅改修費	1	0	0	0	1	1

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
手話奉仕員養成研修事業	有	有	有	有	未定	未定

## (9) 移動支援事業

(人/月、時間/月)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
移動支援事業	利用実人数	4	4	4	4	4
	延利用時間	50	19	23	20	25

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

(人/箇所)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町で共同設置	利用実人数	12	5	0	2	2
	箇所	3	3	3	3	3
本町設置 (ひまわりの家)	利用実人数	4	4	4	3	3
	箇所	1	1	1	1	1

(11) その他の地域生活支援事業 ①訪問入浴サービス事業 (人/年)

	2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2025年度 (目標値)
訪問入浴サービス事業	0	0	1	1	1	1

(11) その他の地域生活支援事業 ②日中一時支援事業 (人/月、人日/月)

		2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
日中一時支援 事業	利用実人数	0	1	1	1	1	1
	延利用日数	0	2	2	2	2	3

見込量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業に新たに取り組めます。今後も引き続き、近隣市町や関係機関等と連携を取りつつ、地域生活支援事業を展開していきます。

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

## 実施に関する考え方

障がいのある人の自立や社会参加に向けて、希望する働き方ができることは重要な要素です。就労に必要な情報提供、技術の習得などを支援するとともに、企業に対する働きかけも必要になっています。障害者雇用率達成に向けた企業側の意欲も高まってきていることから、継続して就労できるよう、関係機関との連携を深めていきます。

## 成果指標

	2021年度 実績	2026年度 目標
①一般就労への移行者数	1人	2人
②就労移行支援事業からの移行者	0人	1人
③就労継続支援 A 型事業からの移行者	1人	1人
④就労継続支援 B 型事業からの移行者	0人	0人
⑤就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所		
⑥就労定着支援事業の利用者	0人	1人
⑦就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合		

## 見込量確保のための方策

一般就労への移行者が増えるよう、関係機関とともに取り組みます。また、就労移行支援等の事業所及び利用者に制度の周知を一層図り、一般就労への移行を促進します。さらに、安定した就労定着を図るため、近隣市町及び関係機関と連携して、就労定着支援事業の利用を促進します。

## 5. 障害児支援の提供体制の整備等

### 実施に関する考え方

■重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

本町には、児童発達支援センターをはじめとする児童発達支援や保育所等訪問支援を提供できる事業所がないため、小田原市にある事業所を利用しているのが現状であり、今後、開設される見込みもないことから、圏域内の市町及び事業者等との連携を図り、必要時に利用できる体制の整備に努めます。

■主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本町には、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所がないため、小田原市にある事業所を利用しているのが現状です。今後も圏域内の市町及び事業者等との連携を図り、事業所の確保に努めます。

■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が身近な地域で適切な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図るとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置できるよう努めます。

### 成果指標

	2026年度 目標
①児童発達支援センターの設置	維持・推進
②障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	取組を推進する
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等	維持・推進

	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	維持・推進		
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数	1人		
障害児入所施設に入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	設置しない		

### 事業量見込み

		2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
児童発達支援	人日分	41	23	22	21	28	28
	人	3	3	2	3	4	4
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	49	65	101	99	110	121
	人	4	6	8	9	10	11
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	8	8	8
	人	0	0	0	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	1	1	1	2	3	3
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0

### 見込量確保のための方策

本町には、障害児サービスを提供する事業所がないことから、隣接する小田原市及び湯河原町の事業所を利用している状況で、特に児童発達支援事業については、保護者の送迎の負担が大きくなっています。今後もサービスのニーズは増加傾向であることが想定されることから、近隣市町及び関係機関と調整を図りながら、必要なサービス提供量の確保を図っていきます。



## 6. 相談支援体制の充実・強化等

## 実施に関する考え方

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保できるように、圏域内の市町及び事業者等との連携を図り、必要時に利用できる体制の整備に努めます。

## 成果指標

	2026年度 目 標
①基幹相談支援センターの設置	維持・推進
②基幹相談支援センターのよる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	取組を推進する
③協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	取組を推進する

### 事業量見込み

		2021年度 (実績値)	2022年度 (実績値)	2023年度 (見込値)	2023年度 (目標値)	2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)
計画相談支援	人	13	11	14	16	18	20
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

			2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
基幹相談支援センターの設置		有/無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	7	7	7
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	1	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	12	12	12
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	12	12	12
	主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	3	3	3
	協議会の参加事業者・機関数		25	25	25
	協議会の専門部会の設置数		5	5	5
	協議会の専門部会の実施回数	回	15	15	15

### 見込量確保のための方策

障がいのある人、または障がいのある児童が適切なサービスを受けられるようケアマネジメントし、サービス等利用計画を作成していけるよう、サービス提供量の確保に努めます。

## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 実施に関する考え方

都道府県等が実施する研修等を活用し、町職員の障害者総合支援法のさらなる理解を促進します。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取り組みに努めます。

### 成果指標

	2026年度 目標
①障害福祉サービス等の質を向上させるために体制の構築	神奈川県対応項目

### 事業量見込み

		2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無 共有回数	有 1回	有 1回	有 1回
都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数	有無 共有回数	無	無	無

### 見込量確保のための方策

障がいのある人本人や家族、地域住民、関係機関等に対しサービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供することにより、事業の円滑な実施を図るとともに、地域の状況や利用者のニーズを把握して利用しやすいサービスとなるよう配慮しながら事業の推進に努めます。

また、地域交流や研修会、講演会開催周知を通じての普及啓発により障がいのある人への理解を促進するよう努めていきます。

## 8. 発達障がい者等に対する支援

### 実施に関する考え方

対人関係をうまく築くことができない、特定分野の勉強が極端に苦手、落ち着きがない、集団生活が苦手など、発達障害には様々な特徴があります。一人ひとりの状態に応じた適切なスキルが身につけられ、発達障害があっても生活がしやすくなるように支援していきます。

### 事業量見込み

		2024年度 (目標値)	2025年度 (目標値)	2026年度 (目標値)
発達障害者支援地域協議会の開催回数	有/無	政令市		
発達障害者支援センターによる相談支援の件数	件	政令市		
発達障害者支援センターの関係機関への助言	件	政令市		
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言	件	政令市		
発達障害者支援センターの関係機関や地域住民への研修、啓発	件	政令市		
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関や地域住民への研修、啓発	件	政令市		
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（保護者）	人	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	人	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	1

### 見込量確保のための方策

障害児支援の一環として、児童発達支援事業や児童発達支援センターとの連携による発達障がい児や保護者への相談支援や、保育所訪問事業による専門的な支援の実施を目指していきます。

また、ペアレントトレーニング、ピアサポートなどの活動を通じて、発達障害があっても生活しやすい社会となるよう、広報や情報提供を進めます。

## 9. 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（県西あんしんネット）

### 実施に関する考え方

在宅で生活する重症心身障がい児・者、遷延性意識障がい者、高次脳機能障がい者、行動障がいのある人で、障害福祉等のサービスを利用していないか、もしくはなかなか行き届かない人（支援困難ケースや通常の事業所では対応が困難な人）を対象に、県西圏域の市町による地域連携を活用した登録制の生活サポートのための事業として「県西あんしんネット」を実施しています。

主な事業内容としては、居宅介護と短期入所があり、地域拠点となる事業所でサービスを受けることができます。

この事業は2011年度から本格的に開始されたもので、今後は県西圏域の地域連携を強化しサービス提供体制の充実を目指すとともに、事業の周知を図り利用を促進していきます。

# 第5章 理解促進・権利擁護の推進

## 1. 地域福祉の推進

障がいのある人が地域のなかで自立した生活を送るためには、より多くの人々の理解と協力が必要とされており、本町ではこれまで、保健・医療・福祉の連携を図りながら、福祉体験学習などの機会を通じて地域住民への啓発や人材の育成に取り組んできました。

障がい者やその家族あるいは介護者へのサポート体制の充実だけでなく、地域住民の理解を深め、障がいのある人の暮らしを支えるやさしい心を育むために、ノーマライゼーションの理念を普及していくことが課題となっています。

「我が事、丸ごと」の地域共生社会の実現が求められる中、今後ますますボランティアの重要性は高まっていくものと思われます。

### (1) ノーマライゼーションの理念の普及

福祉体験学習などの機会を通して、ノーマライゼーションの理念の一層の普及啓発に努めます。

また、「障害者週間（12月3日～9日）」を中心とした理解・啓発活動を推進します。

### (2) 各種情報の提供・参加の促進

町広報紙、インターネットなど様々な媒体を活用して、障がいのある人のためのスポーツ・レクリエーション活動、イベントや講演会など各種団体の活動情報について積極的に提供し、広く町民の参加を促します。

### (3) 福祉コミュニティの育成

学校や様々な場で、福祉教育やふれあいイベントを開催し、福祉教育の心を醸成するとともに、人材の育成や発掘に努めます。

### (4) ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座の開催等によるボランティアの養成とその発掘を図ります。

また、町、教育委員会や社会福祉協議会が連携し、ボランティア活動団体・グループ間のネットワーク化を図りながら活動を支援します。

### (5) 当事者活動の育成・支援

障がいのある人同士が、ともに悩みを相談したり、様々な活動に積極的に取り組んだりすることができるよう、自助グループ等による当事者活動の育成・支援に努めます。

## 2. 権利擁護の推進

2016年4月1日に障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害の有無にかかわらず、お互いに尊重しながらともに生きる共生社会の実現のため、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止し、社会の中にあるバリアを取り除くなどの障がいのある人に対する合理的配慮の提供を行うことを目指すものです。

本町ではこれまでも、障がいのある人が自分らしく生活していくため、障がいのある人の権利を守るための取り組みや、相談体制の整備を進めてきました。

今後も、相談しやすい雰囲気づくりや権利擁護の制度の利用促進を推進していきます。

### (1) 差別解消の促進

パンフレットの配布やポスターの貼付けにより、障害者差別解消法の普及に努めるとともに、相談体制を強化し、適切な支援につなげていきます。

### (2) 障がい者虐待防止の推進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、関係機関との連携を強化するなど、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組み、迅速な支援体制を整備します。

### (3) 成年後見制度の普及・利用促進

判断能力が不十分な人びとの権利を擁護するために、町は社会福祉協議会や関係機関と協力し、成年後見制度の普及・啓発を図り、利用を促進するため、以下の4つの機能強化に取り組んでいきます。

#### ① 広報機能

町民向けの啓発活動(講習会、個別相談会)を開催したり、パンフレット等の配布を行い、制度を正しく理解していただけるよう対応します。

#### ② 相談機能

町役場を中心に関係機関と連携して個別相談に対応します。

#### ③ 利用促進機能

申立書の書き方支援、後見人候補者等調整会議(受任調整会議)の開催及び市民後見人の養成について、対応できるように調整を行います。

#### ④ 後見人支援機能

親族後見人、市民後見人が困った時に相談できる体制づくり、また当町にはありませんが、法人後見団体の育成等への支援を対応できるように調整を行います。

### (4) 日常生活自立支援事業の推進

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の普及と利用促進に努め、障がいのある人の自立した生活を支援します。

# 第6章 保健・医療サービスの推進

## 1. 保健サービス・健康づくりの推進

町民の健康づくりを推進するため、本町では、妊娠期から誕生後の乳幼児及び保護者の支援として、こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業、母子保健事業の健康診断・育児相談、妊婦健康診査、妊婦訪問、乳幼児健康診査（4か月、8～9か月、1歳6か月、3歳児）、育児セミナー、親子教室及び学校における健康診断、老人保健事業による基本健康診査などを実施しており、各事業で得られた結果等をもとに、障害児支援、子育て支援、母子保健の各係が情報共有し、障がい児の早期発見・早期支援に努めています。また、必要な方への保健指導や「まなづる生き生き健康体操」や食生活改善教室の実施なども行ってきました。

今後も町民のさらなる健康増進を図るため、引き続き健康診査等による障害の早期発見から早期治療に向けた体制の充実や脳血管疾患等の生活習慣病の予防対策の充実など、保健・医療サービスの充実に努めていきます。

### （1）妊婦健康診査の充実

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理と胎児の発育状態の支援に努めます。また、必要と判断される方に対しては妊婦訪問を実施します。

### （2）乳幼児健康診査の充実

4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施により、発育・発達等の乳幼児の健康状態の確認や異常の早期発見、保護者への相談支援に努めます。

### （3）乳幼児精密検査の実施

各乳幼児健診の結果、医師により何らかの疾病がうたがわれ、精密検査が必要と判断された乳幼児に対して、専門医療機関を紹介し、経過について個別に対応していきます。

### （4）乳児家庭全戸訪問事業の実施

地域で子どもを健やかに育成する環境の整備を図るため、地区ごとの担当民生委員児童委員・主任児童委員により、概ね生後4か月以内に訪問を実施し、子育てに関する不安や悩みの傾聴、相談等を行い、早期から個別に対応していきます。



## (5) 早期療育指導の充実

### ① 幼児と保護者対象

1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査で、ことばの遅れや生活習慣上の問題を持つ子どもを対象に、親子教室などの集団遊びの機会の提供や健康と育児の相談のなかで臨床心理士による個別相談など、健全な発育の促進と保護者への支援を行います。

### ② 就学前児童対象

ことばや発達の遅れ、集団活動が苦手などの心配がある就学前の児童を対象に、相談員が保育所等を訪問して保護者・保育士の相談指導にあたります。

## (6) 健康づくりの推進

### ① 学童期、思春期、青年期

学校や職場などにおける健康診断の受診機会を確保し、自らの健康意識を高めるとともに、早い時期から健康な生活習慣の定着を促します。

### ② 壮年期、中年期、高齢期

「まなづる生き生き健康体操」や生活習慣病予防教室などの健康づくり事業を推進し、障害発生の原因となる生活習慣病等の疾病予防や、健康の維持増進を支援します。

## 2. 医療体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活するために、いつでも受診できる医療体制の充実が課題となっています。

医療体制のさらなる充実を目指していくとともに、「医療・健康」に関する専門的な相談ができるよう求められていることから、ご自身の健康や医療を受ける際の専門的な相談などに対応できるよう図っていきます。

### (1) 医療体制の充実

医師会や関係機関との協力体制を一層強化し、障がいのある人が病院への受診など日常的なケアを受けやすいよう医療体制の整備を図ります。

### (2) 医療救護体制の充実

災害時に特別な配慮が必要となる障がいのある人の医療救護に対応できるよう、体制の整備・充実を図ります。

# 第7章 障害児保育・教育と就労支援の充実

## 1. 障害児保育・教育の充実

障がいのある児童の一人一人が適切な教育を受けられるよう、児童の成長段階に合わせた早期からの療育を充実し、乳幼児期から学校卒業にわたってケアしていくことは、将来、地域での自立した生活を実現していく上で極めて重要です。

身近な地域での障がいのある児童の健全な発達を支援するため、児童及び生徒の就学時に行われる教育支援委員会などを通して、教育委員会と医療、子育て支援、母子保健、障害児支援やその他専門機関との連携や情報交換に努めるとともに、心理士による幼稚園・保育園の巡回訪問を実施し、児童の状況だけではなく、教諭・保育士や保護者の相談等、今後も引き続き保健、医療、福祉、教育の各種施策の連携を強化し、就学支援を含めた教育支援体制の整備に努めます。

また、近年では、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症（アスペルガー症候群）などの特別な支援の必要な子どもが増えている傾向にあることから、個々の状況に応じた特別支援教育の充実を図る必要があります。

### （1）障害児保育の充実

障がい児の成長・発達を促し、個性を伸ばしたり、町内の保育所の障がい児の受け入れを支援するため、心理士が保育所・幼稚園を訪問して児童の状況、保護者や保育士の相談指導にあたります。

子育て事業を推進するとともに、個々のニーズに基づき支援計画の充実を図ります。また、障害児支援の一環として、児童発達支援事業や児童発達支援センターとの連携による発達障がい児や保護者への相談支援や、保育所訪問事業による専門的な支援の実施を目指していきます。

### （2）就学指導・相談体制の充実

教育支援委員会等の関係機関との連携を密にして、個別の支援を必要とする小学校、中学校の児童・生徒並びに入学予定者に対し、適切な就学指導と、一貫した相談支援体制を推進します。

### （3）特別支援教育・インクルーシブ教育の充実

学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症等の特別な配慮や支援を必要とする子どもたちが適切な教育的支援を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。

また、通常学級での支援の必要な子どもたちにも、介助員の設置など支援教育を実施するほか、障がいの有無にかかわらず共に学ぶインクルーシブ教育を充実していきます。

## 2. 就労に向けた支援の充実

障がいのある人が地域のなかで自立した生活を営んでいくためには、安定した収入を得るための雇用の確保が不可欠です。

前期計画時より就労移行支援事業や就労継続支援事業によって、障がいのある人が一般就労へ移行し、地域に定着していくことを目指していますが、障がいのある人が働くことについて、雇用主や職場、地域の人々に十分理解されているとはいえません。

引き続き、障がいのある人の就労に向けた啓発活動を推進するとともに、ハローワーク（公共職業安定所）及び障害者・就業生活支援センター等関係機関との連携を強化し、事業所等の協力を求めていく必要があります。

### （1）普及・啓発の推進

ハローワーク（公共職業安定所）などの関係機関との連携や県の各種取り組み（障がい者しごとサポート事業等）を活用し、町内及び広域の事業所に対し、障がいのある人の雇用促進を目指し、障害や病気に対する理解や国の障害者福祉施策についての普及、啓発や相談体制の充実を図ります。

### （2）就労の場の確保

ハローワーク等の関係機関との連携のもと、国の各種助成制度や支援策の周知及び活用の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。

また、一般就労が困難な障がいのある人については、福祉的就労の拡大を図るため、広域的連携のもと事業者への理解と協力を促していきます。

### （3）就労相談の充実

障がいのある人本人のニーズを踏まえ、障害者・就業生活支援センター等と連携して、本人の能力・生活環境・生活設計に適應した職場が得られるよう支援に努めます。

# 第8章 生活環境の整備

## 1. 暮らしやすい生活環境の整備

障がいのある人が自立し、社会に出ていくためには、道路、公共の建物、その他の施設が安全で利用しやすく、行きたい場所に自由に移動できることや、地域で生活を送るための住環境の整備などが必要となります。

本町では、生涯を通じて安心して暮らすことができる住まいの供給に向けて、町営住宅の建て替えやまちづくり条例に基づく住環境整備を推進してきました。また、安心して外出できるよう、公共施設や道路などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入なども推進してきました。

今後もより一層、住みやすい住宅を供給するための支援の充実や、誰もが安全に安心して利用できる生活道路の整備や利用しやすい施設の整備など、より暮らしやすい生活環境づくりを町民との協力により進めていく必要があります。

### (1) まちなか住宅の供給促進

まちなかの空家・貸家の活用による住宅の供給や、バリアフリーに配慮した住宅の整備を検討・推進します。

### (2) 公共公益施設の整備

障がいのある人や高齢者等が安全に外出できるよう、公共施設や公園等におけるバリアフリー化や、ベンチの設置等を推進します。

また、ユニバーサルデザインの推進により、誰もが利用しやすい公共公益施設の整備を促進します。

### (3) 安全な歩行空間の確保

危険箇所の改良や交通安全施設などの適正な整備・改修を進め、誰もが安心して利用できる安全な歩行空間の確保に努めます。

### (4) コミュニティ施設の有効活用

地域情報センターや図書館などのコミュニティ施設について、誰もが利用しやすく、親しみやすい施設づくりを進めます。

### (5) 安心して快適な商店街づくり

誰もが安心して快適に買い物ができる魅力ある商店街づくりを推進します。

## 2. 地域防災・安全対策の推進

障がいのある人が地域で安全に暮らすためには、事故や災害などに対する十分な備えが重要です。障がいのある人は災害時や緊急時の対応が遅れがちとなることから、被害にあう危険性が高く、その対応の充実が望まれています。

本町は、周囲を海に囲まれていることから、地震発生の際には津波被害にあう危険性が指摘されています。海岸沿岸地域では、「地震津波衛星同報システム」を完備し、沿岸住民の方々は、自治会指定の一時避難場所または町の広域避難場所に避難することになっています。

今後は、災害時要援護者登録についてもこれまで以上に推進し、援護の必要な人の把握に努めるとともに、地域住民や自主防災組織等の協力のもと、避難先でのケア体制などを含めた、総合的な地域防災体制を構築していく必要があります。

また、要配慮者に特別な支援をするための災害時での福祉避難所の整備に努めます。

### (1)交通安全・防犯対策の推進

障がいのある人の交通安全、防犯・防災対策について普及・啓発活動を行っていきくとともに、特に防犯については地域の声かけ運動を推進するなど、地域に根ざした活動を推進します。

### (2)避難誘導體制の整備

災害時に何らかの援護を必要とする障がいのある人のため、地域における見守り体制の整備と連動して、障がいのある人の居住情報等を事前に収集し、災害時の避難誘導、救出、安否確認等の災害に備えた体制を整備していきます。

### (3)避難行動要支援者名簿登録と個別避難計画の推進

避難行動要支援者名簿登録の必要性を周知し、関係機関とともに登録を行うとともに、福祉サービスの更新時等に、個別避難計画作成支援を行います。

### (4)自主防災組織への支援

自主防災組織のリーダーを養成するとともに、住民の自主的な防災組織による訓練等への支援や、広報活動による防災意識の啓発に努めます。

### (5)防災資機材の確保

防災資機材（救出救護用）や備蓄食糧、医薬品、避難所備品などについて、障がいのある人への対応に配慮し、必要量の確保を進めます。

### (6)防災まちづくりの推進

指定広域避難場所についての周知の徹底に努めるとともに、関連する施設・整備の充実による安全性の向上と、ブロック塀の生け垣への転換など、避難経路の安全の確保を図ります。

# 第9章 施策の推進に向けて

## 1. 計画の推進

町民の日常生活が広域化し、これまでに1市3町の広域で実施している事業も多くありますが、近隣市町との間で共通する行政課題については共同して対応していく必要があります。

今後も、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、より大きな課題については、国・県との連携のもとに総合的な施策の推進による対応を図ります。

### (1) 庁内の連携・協力

福祉・保健・医療の分野を中心に、教育や就労など、障がいのある人の自立生活に関連の深い行政分野との連携を図りサービスの充実に努めます。

### (2) 国・県・近隣市町との連携・協力

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町との連携を図り、総合的な施策の推進に取り組みます。

### (3) 関係団体との連携・協力

障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、商工団体、自治会、ボランティア団体などの各種の民間団体と連携・協力できる体制づくりを進めます。

## 2. 計画の進行管理

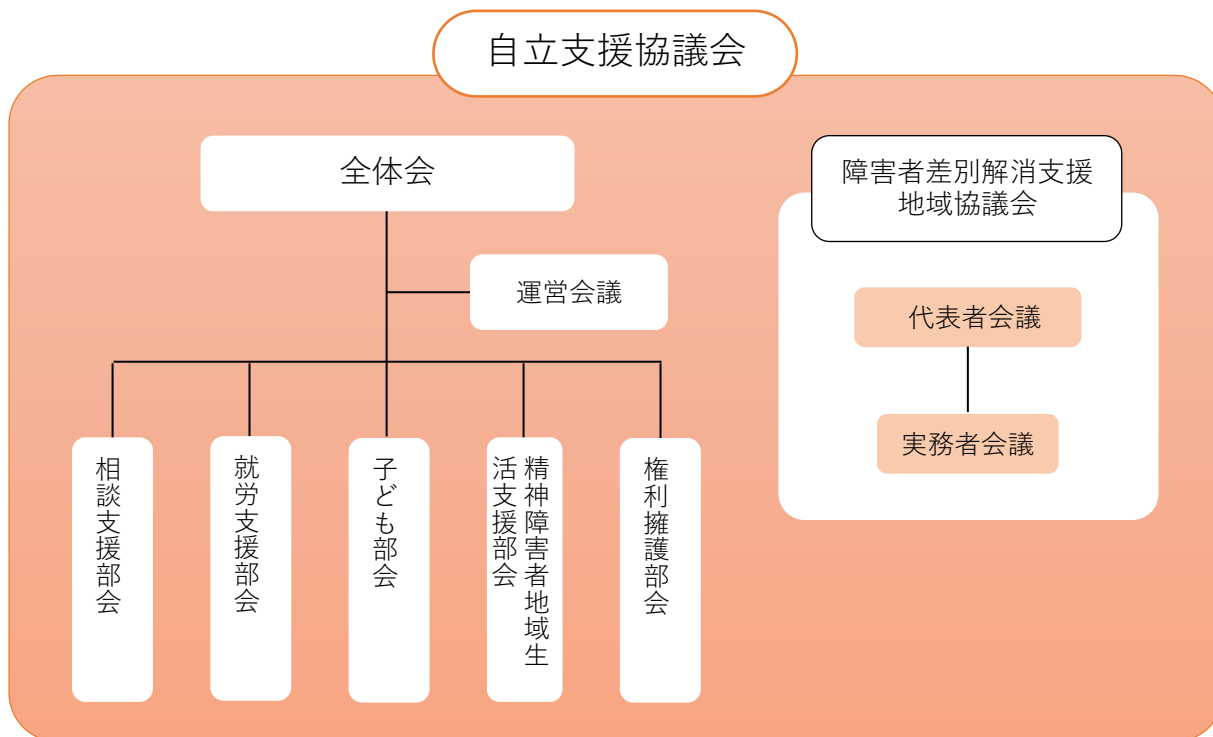
計画の推進にあたっては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要となります。

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、定期的に本町と小田原市、箱根町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて関係各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。





---

## 参 考 资 料

---



# 用語説明

医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。
インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざす取り組み。
高次脳機能障害	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが生じた状態。
合理的配慮	障がい者が障がい者でない者と同様に社会生活を送れるよう、社会的障壁を取り除く配慮のこと。
強度行動障害	他害（噛みつき、頭つきなど）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現している状態。
主任相談支援専門員	地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職。
障害者自立支援協議会	障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障がい者や障がい者の福祉、医療、教育又は雇用に係る関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ることを目的として設置する協議会。
差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法第 17 条の規定に基づき、医療、介護、教育等の関係機関が、地域における障がい者差別に関する相談等について情報共有するとともに、障がい者差別を解消するための取り組みを行うためのネットワークとして組織する協議会。
地域生活支援拠点等	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備する障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（面的な体制を含む。）。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現できるよう条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想。
発達障害者地域支援マネージャー	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に位置付けられ、各地域における発達障がい児者の支援体制の整備に係る市町村や事業所等への支援・助言や、医療機関との連携等を行う役割を持つ者。
ピアサポート	「ピア」とは「仲間」という意味で、「ピアサポーター」とは、自分の精神障がいや精神疾患の体験を活かし、ピア(仲間)として支え合う活動をする方たちのことをいう。 「ピアカウンセリング」とは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリングのことを、「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合い」をいう。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得することで、発達障害のある子どもの行動変容を促すプログラム。



真 鶴 町

第4期 障がい者計画・第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画

2024年3月

発行／神奈川県真鶴町

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の1

TEL 0465(68)1131